

大阪市都市計画審議会関係資料集

○大阪市都市計画審議会条例	1
○大阪市都市計画審議会要綱	3
○大阪市都市計画審議会運営規程	5
○大阪市都市計画審議会傍聴規程	8
○大阪市都市計画審議会専門部会設置要綱	10

令和 8 年 8 月

大阪市都市計画審議会条例

公布 平成 12 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この条例は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 77 条の 2 第 3 項の規定に基づき、大阪市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審議会は、次の各号に掲げる者につき、当該各号に定める人数以内で市長が委嘱する委員で組織する。

- (1) 学識経験者 15 人
- (2) 大阪市会議員 15 人

(任期)

第 3 条 前条第 1 号に掲げる者につき委嘱された委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、第 2 条第 1 号に掲げる者につき委嘱された委員のうちから委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ第 2 条第 1 号に掲げる者につき委嘱された委員のうちから会長の指名する委員がその職務を代理する。

(臨時委員及び専門委員)

第 5 条 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員若干人を置くことができる。

2 専門の事項を調査させるため必要があるときは、審議会に専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、市長が委嘱する。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は、当該専門の事項の調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員（以下「委員等」という。）の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員等の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(常務委員会)

第7条 審議会は、その権限に属する事項で軽易なものを処理するため常務委員会を置くことができる。

(施行の細目)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大阪市都市計画審議会要綱

制 定	平成 12 年 5 月 19 日
改 正	平成 19 年 4 月 18 日
改 正	平成 23 年 4 月 11 日
改 正	平成 25 年 4 月 1 日
改 正	令和 3 年 11 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、大阪市都市計画審議会条例（平成 12 年大阪市条例第 22 号。以下「条例」という。）第 8 条の規定に基づき、大阪市都市計画審議会（以下「審議会」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(会長の任期)

第 2 条 会長の任期は 2 年とする。

(招集)

第 3 条 会長は、審議会の会議を招集しようとするときは、会議の開催日の 3 日前までに資料を添えて、開催の日時及び場所を委員及び議事に関係のある臨時委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

(委員)

第 4 条 条例第 2 条第 1 号に掲げる者につき委嘱する委員は、都市計画の調査審議等において必要と認められる法律及び経済等の人文科学又は土木、建築及び都市計画等の自然科学等に関し優れた識見を有する者のうちから委嘱する。

2 委員は、その職務を代理させることができない。

(臨時委員)

第 5 条 臨時委員は、次の各号に掲げる場合に置くことができるものとする。

(1) 特に広域的な見地からの調査審議を必要とする場合

(2) 特に高度又は特別な学識経験に基づく調査審議を必要とする場合

2 臨時委員に事故その他やむを得ない理由があるときは、当該臨時委員は、前項各号の調査審議を行うについて自己と同等の能力を有すると認められる者にその職務を代理させることができる。ただし、その旨を事前に会長に届け出なければならない。

(説明者)

第 6 条 大阪市職員で、会議に出席して説明をしようとする者は、会長に申請し、その許可を得なければならない。

(幹事)

第 7 条 審議会に幹事を置き、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

2 幹事は、会長の指揮を受けて会務を処理する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、計画調整局において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審議手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

別表

幹	事
計画調整局長 計画調整局計画部長 計画調整局計画部都市計画課長	

大阪市都市計画審議会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、大阪市都市計画審議会要綱（以下「要綱」という。）第9条の規定に基づき、大阪市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(議題の宣言)

第2条 会長は、議案を議題とするときは、その旨を宣言する。

2 会長は、審議上必要があるときは数個の議案を一括して議題とすることができる。

(議案説明等)

第3条 要綱第6条の規定により会長の許可を得た者は、会議に出席し、議案の説明又は質疑の答弁のため発言を求めることができる。

(挙手による表決)

第4条 会長は、議案の表決を採ろうとするときは、可とする者に挙手させ、挙手者の多少を認定して、可否の結果を宣告する。

(簡易表決)

第5条 会長は、議案について異議の有無を審議会に諮ることができる。異議がないと認めたときは、会長は可決の旨を宣告する。ただし委員等が、会長の宣告に対して異議を申し立てたときは、会長は挙手の方法によって表決を採らなければならない。

(議案の継続)

第6条 会議の開催日に表決に至らなかった議案は、次回の会議に継続する。

(会議の公開)

第7条 審議会の会議は、公開するものとする。ただし、審議会が公開すべきでないとする事項を審議する場合は、この限りでない。

2 前項において審議会が公開すべきでないとする事項は、会長が審議会に諮って定める。

3 会議の公開は、傍聴を認めることにより行う。

4 公開による会議を開催するにあたっては、開催日の1週間前までに、次の各号に掲げる事項を市役所の掲示場に掲示し、かつ、大阪市ホームページに掲載するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

(1) 会議の開催日

(2) 会議の開催場所

(3) 会議の議題

(4) 傍聴者の定員

(5) 傍聴手続き

(6) 問い合わせ先

(7) その他審議会が必要と認める事項

5 前項の規定のほか、報道機関への情報提供又はその他の広報手段により、会議の開催の周知に努めるものとする。

(ウェブ会議の方法による会議の開催等)

第8条 審議会の委員は、重大な感染症のまん延防止措置の観点等から審議会の開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合には、会長の承認を得て、ウェブ会議の方法（インターネットを通じて、委員の間で相互に映像及び音声の送受信、資料の共有等を行う方法をいう。以下同じ。）で審議会の会議に参加することができる。この場合において、当該委員は、ウェブ会議の方法による会議への参加をもって審議会の会議に出席したものとみなすものとする。

(会議録)

第9条 審議会の会議については、会議録を作成する。

2 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

(1) 審議会の会議の日時及び場所

(2) 出席した委員、臨時委員及び専門委員の氏名

(3) 説明のため出席した者の氏名

(4) 前条の規定によりウェブ会議の方法により会議に参加した委員があるときは、その旨

(5) 議事の内容

(6) その他審議会が必要と認める事項

3 会議録には、会長が指名する委員2人が署名する。

4 会議録は次の事項を除いて公開する。

(1) 審議会が公開すべきでないと認める事項

(2) その他公開することにより、公正又は円滑な議事運営が損なわれると会長が認める事項

(審議会に対する意見の陳述)

第10条 都市計画法第17条第2項の規定により都市計画の案について大阪市に意見書を提出し、かつ、当該都市計画により財産権又は環境などの面で直接影響を受ける住民等で審議に際し審議会に対して意見の陳述の申入れをする者（以下「陳述希望者」という。）は、会議の開催日の前日（その日が大阪市の休日を定める条例（平成3年大阪市条例第42号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）にあたるときは、直前の休日以外の日）の午後5時までに住所、氏名及び陳述意見の要旨を記載した申入れ書を幹事に提出しなければならない。

2 幹事は、陳述意見の要旨の趣旨を勘案し、同趣旨の内容ごとに取りまとめて会長に報告しなければならない。

- 3 会長は、意見の陳述の可否及び可とする場合の陳述に必要な事項を審議会に諮って決する。ただし、陳述に必要な事項は、次に掲げる基準によるものとする。
- (1) 意見の陳述は、1人につき5分以内で審議会が相当と決する時間及び人数について認めるものとする。
- (2) 相反する意見の陳述希望者があるときは、必ず双方の意見の陳述がなされるようにするものとする。
- (3) 陳述希望者が審議会が相当と決する人数を超えるとときは、同趣旨の意見の陳述希望者のうちから代表して陳述する者を選ぶものとする。
- 4 意見の陳述は、陳述希望者がみずから行うものとし、代理人により行うことは認めないものとする。
- 5 意見の陳述は、公開しないものとする。
(会議を欠席する委員による意見等の提出)

第11条 やむを得ず会議を欠席する委員は、議案に関する意見等を記載した書面（以下「意見等」という。）を、審議会に提出することができる。ただし、提出された意見等は、議案の表決に含まないものとする。

- 2 前項の規定により提出された意見等は、会議において、会長により報告されるものとする。
- 3 前2項の規定により意見等を提出しようとする委員は、要綱第3条に定める通知日以降会議の開催日の前日（その日が大阪市の休日を定める条例（平成3年大阪市条例第42号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）にあたるときは、直前の休日以外の日）までに、氏名、議案番号及び議案、意見等を記載した書面を、幹事あて提出するものとし、幹事は、提出された意見等を会長に報告するものとする。

（雑則）

第12条 この規程に定めのない事項は、そのつど会長が定める。

附 則

この規程は、平成12年6月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年11月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年9月5日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年8月4日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年11月28日から施行する。

大阪市都市計画審議会傍聴規程

(目的)

第1条 この規程は、大阪市都市計画審議会要綱第9条の規定に基づき、大阪市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 傍聴を認める定員は10名とする。

2 会議を傍聴しようとする者は、会議の開催予定時刻の30分前から開催予定時刻までに受付を済ませ、係員の指示を受けて傍聴席に着席するものとする。

3 前項の受付は、定員になり次第終了する。

4 傍聴者には、原則として審議会委員に配付するものと同じ会議資料を配付するものとする。ただし、審議会が公開すべきでないと認める事項の審議のための資料及び法令集等、大量に準備できないことが相当と認められるもの等についてはこの限りでない。

(報道機関の特例)

第3条 報道機関の傍聴については、必要に応じて記者席を設けるものとする。

2 報道機関から取材等の申入れがある場合は、会場内の写真撮影、録画及び録音を認めるものとする。ただし、その方法等については審議会会長又は事務局の指示に従わなければならない。

(傍聴することができない者)

第4条 次の各号に該当する者は、傍聴することができない。

(1) 酒気を帯びている者

(2) 危険物を携帯している者

(3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者

(4) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し又は携帯している者

(5) 楽器、ラジオその他音声を発する機械類を携帯している者

(6) 前各号に定めるもののほか、議事を妨害し又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

2 児童及び乳幼児は傍聴席に入ることができない。ただし、保護者が同伴する場合はこの限りでない。

(傍聴者の守るべき事項)

第5条 傍聴者は傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

(1) 会議場における言論に対し拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと

(2) 飲食又は喫煙をしないこと

(3) みだりに席を離れ又は不体裁な行為をしないこと

(4) 携帯電話などは受信音を出さないこと

(5) 写真撮影、録画及び録音等をしないこと

(6) 前各号に定めるもののほか、会議場の秩序を乱し又は会議の妨害となるような行為をしないこと

(違反に対する措置)

第6条 傍聴者がこの規程に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この規程は、平成12年6月30日から施行する。

この規程は、平成21年11月25日から施行する。

この規程は、平成22年3月25日から施行する。

この規程は、平成24年3月30日から施行する。

大阪市都市計画審議会専門部会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、大阪市都市計画審議会条例（平成12年大阪市条例第22号。以下「条例」という。）第5条第2項の規定に基づき、都市計画に関する専門の事項を調査するため、大阪市都市計画審議会専門部会（以下「専門部会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 専門部会は、大阪市都市計画審議会（以下「審議会」という。）に属する委員のうちから審議会会長が指名する委員及び市長が委嘱する専門委員若干名で組織する。

(部会長等)

第3条 専門部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから審議会会長が指名する。

- 2 部会長は、部会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(運営)

第4条 専門部会の会議は、部会長が招集する。

- 2 専門部会は、部会委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 専門部会は、原則公開とする。ただし、大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）第7条各号に該当すると認められる情報を含む事項を調査する場合であって、会議を公開しないことを出席委員の過半数をもって決定したときは、この限りではない。
- 4 部会長が必要と認めるときは、部会委員以外の者の部会への出席を求め、助言を受けることができる。また、部会委員以外の者をオブザーバーとして専門部会に参加させることができる。

(審議会への報告)

第5条 部会長は、専門部会の調査結果を審議会に報告する。

(庶務)

第6条 専門部会の庶務は、計画調整局において処理する。

(廃止)

第7条 専門部会は、次の一に該当した場合、廃止するものとする。

- (1) 当該専門の事項の調査が終了したとき
- (2) 審議会で専門部会廃止の決議がなされたとき
- (3) 専門部会の調査にかかる都市計画の案の審議が、審議会において終了したとき

(施行の細目)

第8条 この要綱で定めるもののほか、専門部会の運営その他必要な事項は、部会長が定める。

附則

この要綱は、平成24年10月26日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。